

すいさん山形

漁民と手をつなぐ広報誌

No. **348**

令和元年 / **9** 月号

山形県漁業協同組合
広報誌

漁船
リース事業
新造船

第五平安丸



進水!!

広域浜プランに基づき推進している「浜の担い手漁船リース事業」を活用した新造船「第五平安丸」が7月26日に鼠ヶ関港へ入港しました。

さわやかな晴天の下、地元の住民や関係者が集まり、新造を皆で祝いました。今後の五十嵐さんの大漁満足と航海安全を心からお祈りいたします。



山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議

～遊佐町沿岸域への洋上風力発電の導入検討～

県では、平成30年7月に、本県沖への洋上風力発電導入の可能性について研究・検討を行うため、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(全体会議)を立ち上げました。全体会議では、具体的な研究・検討の対象として、風況や海底地質などの洋上風力発電の導入条件に恵まれた遊佐町の沿岸域を選定し、地域住民の代表者や漁業関係者、有識者らで構成する「遊佐沿岸域検討部会」(遊佐部会)を設置して、導入にあたっての課題の抽出や対応方策の検討を行ってきました。



R1.6.12 令和元年度第1回遊佐部会

遊佐部会における昨年度の取組みでは、遊佐町地先の共同漁業権区域(離岸距離1キロメートルの範囲を除く)を想定海域として、景観や鳥類等に関する調査を行うとともに、洋上風力発電と漁業との協調や地域産業との連携など、地域一体となった先進的な取組みを進めている長崎県五島市の視察、国内外の洋上風力発電の最新動向に関する講演会などを実施しながら、3回にわたって部会委員による議論を重ねてきました。その中では、「風車の設置による海岸浸食への影響が懸念される。」、「景勝地である十六羅漢岩や出羽二見岩

の景観になるべく影響が出ないようにしてほしい。」、「海域の先行利用者である漁業者が受け入れられるのなら導入に賛成する。」といった意見が出されました。

今年度については、昨年度の議論を踏まえ、海岸浸食への影響に関する調査等を実施するとともに、遊佐・酒田の漁業者をメインメンバーとした長崎県五島市への先進地視察、さらには、漁業関係者と有識者らによる研究会を立ち上げ、現行漁業への影響及び対応策や風車の支柱を活用したイワガキ養殖、漁礁設置等の洋上風力と漁業との協調策等に関する研究を行うなど、漁業関係者の理解促進に重点を置いた取組みを進めています。(※左ページ上段「令和元年度の取組み」参照)

今後、漁業関係者や遊佐町の住民の皆様にも遊佐部会の取組みをご説明しご理解いただきながら、部会の取りまとめを全体会議に報告し、再エネ海域利用法(H31.4.1施行:国が利害関係者の調整を行い、洋上風力発電の導入エリアを指定し、同エリア内で発電事業を行う事業者を公募・決定するためのスキームを規定)に基づく協議会の設置を国に要請していきます。

山形県 環境エネルギー部 エネルギー政策推進課
課長補佐(事業推進担当) 鏡 裕之



浮体式洋上風力発電設備
「はえんかぜ」(長崎県五島市)
(c) 2019 Goto City.



H30.9.20 長崎県五島市先進地視察

《 山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 》

(令 和 元 年 度 の 取 組 み)

遊佐部会

検討会議

(3回)

(報 告)

全体会議

各 種 調 査

- ・ 海流（海岸浸食）への影響
- ・ 送電網への接続可能性
- ・ 地域産業・雇用等への波及効果

事業者プレゼン

- ☞ 風力発電事業者が想定する事業概要の紹介

先進地視察

- ☞ 長崎県五島市の地域一体の先進的な取組みを視察

漁業協調策等に関する研究会

- ☞ 洋上風力と漁業との共存・共栄の方策について研究

(漁業関係者・地域のご理解のうえで)

法律に基づく協議会での検討ステージへ

改正漁業法、 令和2年施行に向けて

漁業法が抜本的に改正されます。

主な内容は、新たな資源管理システムの構築、漁業権制度の見直し、漁業許可制度の見直し、密漁対策などです。

資源管理システムの構築では、漁獲可能量（TAC）が決められているクロマグロ、スケトウダラ、スルメイカ、ズワイガニなどの魚種について、資源管理目標に従ったTACの設定とともに、特定の魚種、漁業種類、操業区域の区分において管理方法を検討することになります。

漁業権制度の見直しは、定置及び区画漁業権について、地元漁業者に法的に優先して免許されていましたが、優先順位は廃止されます。ただし漁場を適切かつ有効に活用している場合には、引き続き優先して免許が受けられるようになります。また、新

たに漁業権を設定する場合は、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許されます。

なお、共同漁業権は引き続き漁協だけに免許されます。

漁業許可制度の見直しでは、許可数を管理することとなり、現在許可を持っている方の更新については、これまで同様に更新前の事前申請により許可を持つことができる予定です。また新規許可の場合は、公示期間内に申請していただくことになります。また、知事許可漁業制度を規定している「漁業調整規則」について、制度の見直し等を踏まえた改正を行います。

密漁対策は、アワビ・ナマコ等が特定水産動植物に指定されます。漁業権に基づかない者や許可の無い者が特定水産動植物を採捕した場合、最高で3,000万円という罰金が科せられます。これは個人に対する罰金の最高額になっています。

今後、法改正について皆さんの意見を伺う機会を作りたいと考えていますのでよろしくお願いします。

庄内総合支庁水産振興課長補佐(振興普及・漁業調整担当) 板本 健児

税率制度が実施されます

～軽減税率制度は全ての事業者の方に関係があります!～

2019年10月1日に消費税率が10%に引上げられることに伴い、低所得者の負担を軽減するため飲食料品と新聞に対する軽減税率（8%）制度が実施され、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。これには、飲食料品の取扱い（売上）がない場合や免税事業者も対応が必要となる場合があります。軽減税率制度の実施に向けて計画的な準備をお願いします。

ここでは、特にご留意いただきたいことをわかりやすくQ&A方式で説明します。

軽減税率制度・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の留意点

Q1 | 漁協等の販売手数料の消費税率はどうなるのか。その経理はどうするのか。

A | 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率（8%）が適用される一方、漁協等の販売手数料は標準税率（10%）が適用されます。このため、これまで漁業者の方は漁協等の販売手数料を差引いた額を課税売上とすることが可能でしたが、今後は漁協等の販売額を課税売上（8%）とし、販売手数料を課税仕入（10%）として別々に計上する必要があります。

Q2 | 消費税率が売上（8%）と仕入（10%）で異なると、簡易課税事業者は不利益になるのではないのか。

A | 軽減税率制度が実施されると、飲食料品等の譲渡は軽減税率（8%）が適用される一方、油や箱等の仕入は標準税率（10%）が適用されます。現行、漁業の簡易課税事業者（課税売上高5,000万円以下）の農林水産物の販売に係るみなし仕入率は70%ですが、現行のみなし仕入率のままだと仕入税額が過小に算出されるなど明らかな影響があることから、食用の農林水産物の販売に係る事業者のみなし仕入率が80%に引き上げられます。

Q3 | 「適格請求書」とはなにか。発行は誰でもできるのか。

A | 2023年10月から始まる適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、仕入税額控除を受けるためには適格請求書等を保存することが要件になります。適格請求書とは「売り手が買い手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」です。適格請求書を発行するためには、税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請を提出して登録を受ける必要があります。この登録申請の受付は2021年10月1日から始まります。

軽減税率（8%適用）の対象品目

まず、免税事業者の方も含めて、自分の取り扱う水産物等が軽減税率の対象かどうかを知ることが重要です。山形県漁業協同組合で該当するものをピックアップしてみました。軽減税率の対象は、「飲食料品（酒類及び外食を除く）」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」です。

軽減税率（8%適用）	標準税率（10%適用）
●魚（水揚げ） ●米類 ●塩 ●醤油 ●味噌 ●氷 ●加工品 ●惣菜 ●直売売上・県外出漁売上 ●送料（加工品等の価格に含まれている場合） ●容器や包装代（加工品等の価格に含まれている場合）	●保管料 ●運賃 ●魚箱協力金 ●受益者負担金 ●荷揚料 ●油 ●魚箱 ●資材 ●遊漁売上 ●販売等手数料 ●送料（加工品等と別に請求する場合） ●包装代（加工品等と別に請求する場合）

軽減税率対象の飲食料品は、人の飲用又は食用に供されるもの（食品表示法に規定する食品）です。

※軽減税率導入に伴い、山形県漁業協同組合の購買で食料品の取扱いができなくなりますので、個別に相談させていただきたくお願いいたします。

2019年 10月1日から消費税の軽減

Q4 | 卸売市場や漁協等への委託販売の場合は適格請求書等の特例があると聞いたがどのようなことか。

A | 卸売市場や漁協等を通じた出荷は、どの生産者の水産物かを把握せずに流通する仕組みとなっており、売り手である生産者自らが買い手を見つけて適格請求書を交付できない事情があります。このため、卸売市場や漁協等が販売の委託を受けて行う農林水産品の譲渡等（漁協等については無条件委託方式^{*1}・共同計算方式^{*2}によるものに限り）については、生産者の適格請求書等の発行義務は免除されます。また、買い手は卸売市場や漁協等から交付を受けた書類の保存で仕入税額控除ができる特例が措置されました。

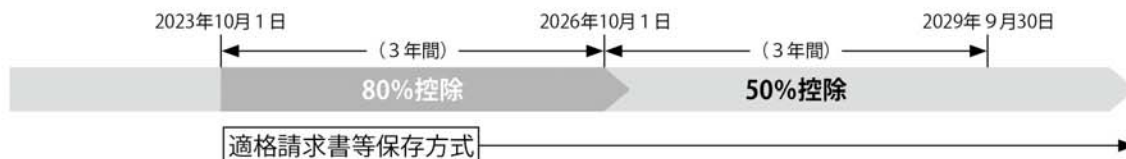
（漁協等の直売所で水産物等を委託販売する場合は、売り手と買い手が特定できるため、この特例の対象となりません。）

※ 1 無条件委託方式…生産者は、出荷した水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を漁協等に委託。

※ 2 共同計算方式…一定期間に漁協等が出荷した同種、同規格、同品質ごとの水産物の平均価格によって生産する（全体の販売代金について、漁協等が手数料を控除した上で、生産者全体で分け合う）。

Q5 | 免税業者からの仕入税額の控除には経過措置があるのか。

A | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下では、免税事業者（基準期間の課税売上高1,000万円以下）からの仕入については、仕入税額控除に必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができませんが、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等を保存し、帳簿にこの経過措置の適用を受ける旨が記載されている場合には、下記の期間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。



Q6 | 免税業者は適格請求書等保存方式（インボイス制度）でどのような影響を受けるのか。

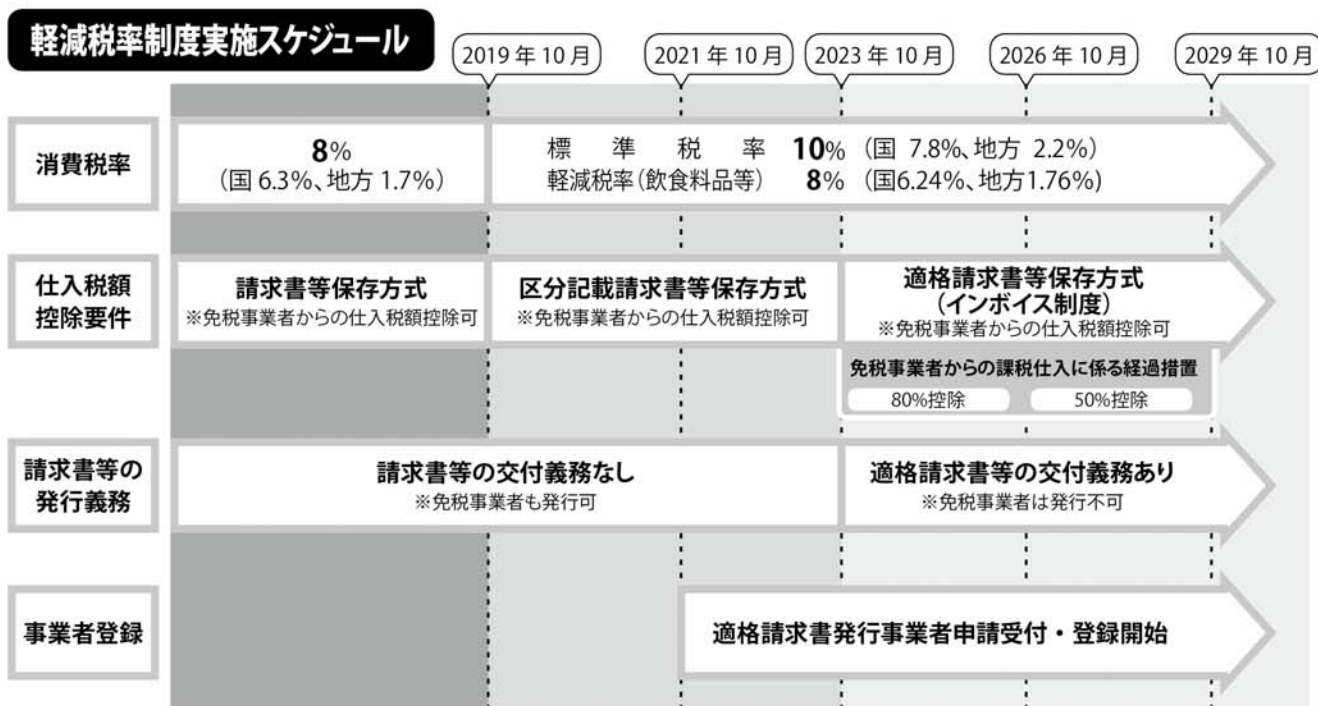
A | 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されると、免税事業者は適格請求書等を発行できないため、取引先が仕入税額控除ができないことから、取引から排除されるのではないかと懸念の声がありますが、免税事業者が消費者に直接水産物を販売する場合や、取引の相手方が簡易課税事業者や免税事業者の場合、また、漁協等の特例措置（Q4参照）の適用を受ける場合には仕入税額控除の問題は生じません。また、免税事業者に関する経過措置（Q5参照）も設けられています。免税事業者はこのような経過措置を踏まえた上で、自らの経営を考慮して課税事業者を選択することもできます。

（免税事業者が適格請求書発行事業者としての登録を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、2023年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。）

注意!!

●軽減税率の導入に伴い、鮮魚などの販売に係る課税売上高の計算方法について、「総額処理」が義務化されます。現状、鮮魚などの販売における消費税額計算は漁協への販売手数料や、箱、氷、燃油代などの諸経費を差し引いた後の金額を課税売上とする「純額処理」を行っている事例が多かったのですが、販売手数料等を差し引く前の金額を課税売上とすることで、課税売上が今までより「大きく」なり、「事業者免税点制度」（消費税制度では、課税売上が1000万円以下の事業者は納税義務が免除される。）が適用されるかどうかに影響が及ぶ可能性があります。そのことで、免税事業者であったはずの漁業者の中から、想定以上の数が課税事業者に転じる可能性があります。影響が表面化されるのは法律上、最短で2021年1月からとなる見込みですが、急な対応に迫られない様に課税売上について個々に確認しておく必要があります。





適格請求書等保存方式（インボイス制度） | 2023年10月1日～

適格請求書等保存方式が導入されると「適格請求書等」の保存が必要となります
「適格請求書」とは、必要な事項を記載した請求書、納品書その他これらに類する書類をいいます
山形県漁業協同組合は2019年10月1日からインボイス対応した請求書レイアウトに変更します。

請求書等へ新たに 記載する事項	●軽減税率の対象品目である旨 ●税率毎の消費税額及び適用税率	●登録番号（取得後に記載になります） ●「税率ごとに合計した対価の額」は税抜または税込
--------------------	---	--

軽減税率制度等に 関する相談窓口、 支援制度について

《軽減税率制度に関するお問い合わせ先：国税庁》

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

消費税軽減税率電話相談センターの
お問い合わせ（軽減コールセンター）

専用ダイヤル **0570-030-456**【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

《農林水産省の相談窓口（消費税関係）》

<http://www.maff.go.jp/j/keiei/tyousei/soudan.html>

代表ダイヤル **03-3502-8111**【受付時間】 9:30～17:00（土日祝除く）

- 食品産業に関すること………食料産業局企画課（内線：5110、syouhizei_syokusan@maff.go.jp）
- 水産業に関すること………水産庁水産経営課（内線：6594、syouhizei_suisan@maff.go.jp）

消費税引き上げに伴う 各種税込手数料改定のご案内

消費税法等改正のため、消費税率が令和元年10月1日より現行の8%から10%に引き上げられます。それに伴い、当組合の消費税込手数料を改定させていただきます。

※今回の改定は、増税を手数料に反映させていただくものであり、税抜手数料は変更していません。

消費税が課税される手数料

○振込手数料 ○各種融資関連手数料 ○各種証明書発行手数料 ○各種再発行手数料 等 ○指導事業手数料 等

新税率の適用基準日

振込手数料	振込実行日	※令和元年10月1日以降を振込指定日とするお振り込みより、改定後の手数料が適用されます。
融資関連手数料	ご融資実行日	※既にお申し込みの方でも、ご融資実行日が令和元年10月1日以降の場合は、改定後の手数料が適用されます。 ※適用基準日は契約日ではなく、ご融資実行日となります。
各種証明書等発行手数料	証明書発行日	※令和元年10月1日以降に発行した証明書等は、改定後の手数料が適用されます。 ※証明書発行が令和元年10月1日以降の場合、令和元年9月中にお申込みいただいた場合でも、改定後の手数料が適用されます。
各種再発行手数料	再発行日	※令和元年10月1日以降の再発行分より、改定後の手数料が適用されます。 ※再発行が令和元年10月1日以降の場合、令和元年9月中にお申込みいただいた場合でも、改定後の手数料が適用されます。



まってまじに! 底曳き網漁解禁です!

9月1日、夏の終わりと共に、禁漁期間を終えた底曳き網漁船が一斉に出漁しました。静かだった浜には活気が戻り、各港ではホッケや沖ぎす、カレイ類などが続々と水揚げされています。今年は、先日発表されたばかりの新ブランド「庄内北前ガニ」が大注目されており、今後の水揚げに期待が膨らみます。この先の太漁と航海安全を心から御祈願いたします。

理事会情報

令和元年度 第3回 理事会議案
開催日…令和元年7月9日(火)

場所…本所 第一会議室

【協議事項】

1 令和元年度における理事の報酬(案)について

2 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書について

3 2019年度全漁連賦課金、監査負担金等納入について

4 理事の購買限度額設定について

5 令和元年度指導事業賦課金徴収方法及び時期(案)について

6 平成30年度ディスクロージャー誌(案)の発行について

7 就業規則の一部修正について

8 漁協ローン融資要綱の改定について(案)

9 信用事業の各種手数料の改定について

10 第25回参議院議員選挙候補者の推薦について

11 酒田市長選挙者の推薦について

12 2019年度漁協運動功労者表彰候補者の推薦について

【報告事項】

1 令和元年度6月末現在における収支状況について

2 令和元年度6月末現在における貸付金の状況について

3 令和元年度6月末現在における資金運用状況について

4 コンプライアンス推進委員会の開催について

5 令和元年度第1四半期の「庄内海丸」の収支について

6 令和元年度第1四半期における販売促進活動について

7 組合員脱退に伴う出資金の払い戻しについて

8 組合員の加入・脱退について

9 山形沖地震の被害状況報告について

10 山形沖地震による災害復旧のための緊急要望書について

11 組合長の全国合同漁業共済組合役員就任について

12 温海・鼠ヶ関地区の灯油配達における業務委託について

13 海難事故報告について

14 その他

令和元年度 第4回 理事会議案
開催日…令和元年9月10日(火)

場所…本所 第一会議室

【協議事項】

1 令和元年8月末現在の収支状況について

2 「JFマリンバンク基本方針」に基づく「早期指導実施要領」に定める早期指導先の選定及び令和元年度黒字化に向けた経営改善計画

3 豊浦支所荷捌施設の今後の対応の件

4 共同漁業権漁場における小型定置網漁業及び刺網漁業の制限に関する公示について

5 令和元年度さけ孵化事業にかかる協力金の徴収について

6 共同漁業権行使料の徴収方法及び時期について

7 船員保険事務処理規約の二部変更について

8 指導事業事務手数料の見直しについて

9 販売規程の一部変更について

【報告事項】

1 役員賠償責任保険の更新について

2 令和元年度「みな貯金推進運動キャンペーン」期間中の定期貯金の上乗せ金利について

3 貸付金利率の改定について

4 一般財団法人山形県漁業リース協会の設立について

5 組合員の加入・脱退について

6 その他

加茂水産高校

オープンキャンパス

加茂水産高校では、海と学校の魅力を中学生に伝えるために中学生体験入学を例年実施しています。今年は、7月30、31日の二日間行いました。県内はもとより、遠くは千葉県からの参加も含めて総勢約90名の中学3年生が学校を訪れてくれました。プログラムとしては、生徒会長の大場龍汰君がまずは学校カリキュラムの紹介を行い、それからは各コースに分かれて、鳥海丸での船釣り、ダイビング、モーターボート、イカ飯づくり等の体験を行いました。



初めての体験ばかりで、酸素ボンベを背負い学校裏の砂浜から海に潜ってのダイビングでは、最初はこわごわながらも実際に潜れるようになって楽しそうに泳ぐ姿。イカ飯づくりでは、欲張ってイカを数杯もらい、内臓を慣れない手つきで無心に取り出す姿等、思い出に残る体験が出来たようです。このような体験から、海に興味を持って学びに繋がればと思っています。

加茂水産高校 教頭 蛸井 朗



夏休み子ども科学教室

～イカの体の研究と加工体験～が
開催されました!!!

8月2日に「おいしい魚加工支援ラボ」を使用して、県水産試験場の夏休み子ども科学教室を、6組10名の親子の参加を得て開催しました。

まず、研修室において講義を行いました。今回のテーマはスルメイカで、「今日からきみもイカ博士!」と題して、イカの漁業、生態等について学びました。日本周辺のイカ釣り漁船の明かりが人工衛星の画像からわかることや、イカの腕やみみの働きなどの説明に、子どもたちは興味深く耳を傾けていました。イカの解剖は、雄と雌の見分け方などで盛り上がり、全員がイカ博士（水産試験場認定）になりました。

続いて、調理・試作室へ移動し、イカの加工品（いかめし）作りに挑戦です。庄内浜文化伝道師協会の丁寧な指導のもと、子どもたちは保護者の方と協力しながら、イカの軟骨を抜いたり、胴体にもち米を詰めたりと、いかめし作りに一生懸命取り組んでいました。

子どもたちにとっては、家族とともにイカを知り、イカを味わう楽しい夏休みの半日となったことと思います。山形県水産試験場 専門研究員 平野 央





何でも**兼**^{うお}ツチング



君の名は。
～深海の変な生き物～

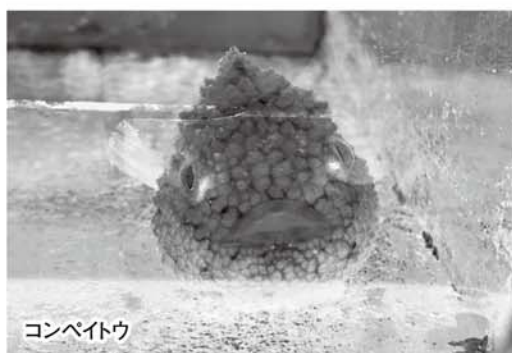


サケビクニン

普段皆さんが目にする海。様々な恵みを私たちにもたらしてくれますが、普通に生活している限りではその深淵に触れることはかないません。しかし、底びき網漁業などでは、普段はお目にかかれない生き物がかることがあり深淵の一部を垣間見ることが出来ます。今回は、底びき網にかかり、我々の世界にひょっこり顔をのぞかせた、深海の生き物の一部をご紹介します。

まずはサケビクニンです(写真1)。深海で生活するサケビクニンは、とてもきれいな薄い朱色をしていて、半透明な体を持つことが特徴です。水ようかんやゼリーのような見た目で、思わずよだれが出てきてしまいますね(?)。

写真2の丸い魚はコンペイトウといって、ごつごつした



コンペイトウ

皮膚を持ち、とてもユーモラスな見た目をしています。映像でお見せできないのが残念ですが、小さな鰭を一生懸命に動かして泳ぐ様はとてもかわいらしいものです。

このような魚は、漁業者の方ではさほど気に留めないかもしれませんが、漁業に関わりの無い方にとってはとても珍しく、水族館などではアイドルになりうるポテンシャルを秘めています。

「水産資源の活用」と聞くと、食用としての利用を考えてしまいがちですが、食用にされない珍魚も生きたまま捕まえてくれば、PR次第ではひょっとしたら観賞魚としていい値段が付くかもしれません。それも立派な「資源の有効活用」といえるのではないのでしょうか。

海洋資源調査部 太田 稔章

がらびって、はす



今回は、山形県漁協女性部の皆さんをご紹介しますと思います。すっかりおなじみですが、ずっと変わらぬ、とにかく元気な浜の母ちゃん方です。

まずは、酒田支部です。商売上手と評判の高い皆さんですが、7月29日に酒田市みなと市場周辺で行われた「みなとオアシス祭り」では、「浜焼き」と「かき氷」の販売を行いました。時折雨に打たれながらも、「いかのまち酒田」で盛り上がりを見せている「いか焼き」を香ばしく焼き上げ、これがいかの一番おいしい食べ方だよ！と笑顔で販売しました。また、小さい子供たちはかき氷に夢中で、中には2杯食べてしまうお子さんもいたほどでした。

続いて、女性部員が一丸となって、年に一回行っている「庄内浜海クリーン運動及びLGLによる救命胴衣着用推進運動」のご紹介です。

昭和61年から続いているこの取り組み

みは、庄内浜の環境保全を目的としており、県漁協女性部の活動の中でも大変重要なイベントです。女性部の他に海上保安部や関係各庁と合わせて総勢40名程で行っています。今年は、9月3日に吹浦管内で行いました。海岸には細かいプラスチックごみが目立ち、参加者は皆砂の中から丁寧に拾い除いていました。海岸清掃の後、昨今テレビでも紹介されることが多い「道の駅鳥海ふらっと」へ向かい、観光客へ「ゴミの持ち帰りや救命胴衣の着用を呼びかけました。」「道の駅鳥海ふらっと」には吹浦支部の皆さんが出店しています。大繁盛している店舗の様子を最後

に皆で見学して帰路につきました。

高齡化が叫ばれているさなかですが、浜の母ちゃんはいつも元気いっぱい、浜の活力の源として頑張っています。是非一緒に活動しませんか？女性部はいつでも仲間を待っています！



ホームページを全面リニューアルいたしました!



今回のリニューアルでは、ご利用者の皆様に、より見やすく、また、情報を分かりやすくお伝えできるホームページとなるようにデザインや構成を改善させて頂きました。

これまでパソコン専用のホームページとなっておりましたが、時代を考慮しモバイルにも対応致しました。スマートフォンやタブレット等の端末からも見やすくなっております。

トップページのアドレス (<https://www.kengyokyo.or.jp/>) は、よりセキュリティ強化したアドレスに変更しましたので、現在ブックマーク等に登録されている方におかれましては、お手数ではございますが新しいアドレスへ変更していただきますようお願い申し上げます。

今後も多くの皆様にご利用いただくために、内容の充実を図るよう情報発信に努めて参りますので、これまで以上に山形県漁業協同組合のホームページを何卒よろしくお願い申し上げます。

【主なリニューアル内容】

- ◎スマートフォン等に対応したレスポンスウェブデザイン
※どんな大きさの画面でも見やすく使いやすいウェブデザインのこと。
- ◎マイカーローンの申込みが「かんたん! らくらく!」
web仮審査の設置!
- ◎トップページで新着情報が「パツ」とすぐ分かる!
ニュースリリースを設置
- ◎分かりやすく見やすいwebデザイン

スマートフォンで
⇒のQRコードを
読み取ると
ホームページに
アクセスできます!



灯油宅配

推進運動展開中

粗品
プレゼント

冬の暖房は断然
灯油がオトク



灯油の配達には 漁協で安心・納得

お近くの支所・出張所にお気軽にお電話下さい。

吹浦支所 ☎ 0234-77-2501
飛島支所 ☎ 0234-95-2014
さかた総合市場 ☎ 0234-24-5617

加茂出張所 ☎ 0235-33-3328
由良総括支所 ☎ 0235-73-3011
豊浦支所 ☎ 0235-73-3006

温海出張所 ☎ 0235-43-3434
念珠関総括支所 ☎ 0235-44-2100

JF 山形県漁業協同組合

みな貯金運動

今年もしっかり貯めよう!

新規契約定期金利上昇キャンペーン

令和元年10月1日～令和元年12月30日まで

定期貯金

新規契約
の場合

期間中新規定期貯金を申込の場合(普通貯金からの振替えも含む)
10万円以上の申込で1年以上の期間預入が出来るもの

20万円以上のご契約には、プレミアムブランケット
またはプレミアムグラスをプレゼント!

1万円以上のご契約には、JFマリンバンク
オリジナルグッズ1点プレゼント!



1年キャンペーン金利

0.08%

(0.055%上昇)

2年キャンペーン金利

0.10%

(0.070%上昇)

3年キャンペーン金利

0.10%

(0.070%上昇)

定期貯金

新規契約
の場合



1年キャンペーン金利

0.045%

(0.02%上昇)

2年キャンペーン金利

0.070%

(0.04%上昇)

3年キャンペーン金利

0.070%

(0.04%上昇)

山形県漁協のJFマリンバンクがますます便利になります!

パート
2

ホームページから
マイカーローンの
仮審査ができるようになりました。



パソコン・
スマホから
アクセス!

トイレや台所をリフォームしたい...



JFリフォームローン
「よみがえれ!家!」を
リリースしました。

組合員の要望等にお応えて、山形県漁協の信用事業をより使いやすくしております。
今後もサービス向上の都度、漁協ホームページ等でお知らせして参ります。
ぜひ、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。



漁船セーフティーラリーみちのく2019

平成27年から始まりました「漁船セーフティーラリーみちのく」も今年で5年目となり、本年も漁船の海難が多発する10月1日から12月31日までの3ヶ月間実施します。

東北地方における過去5年間の船舶海難で漁船の占める割合は、全体の約49%です。事故原因を見ると、見張り不十分や気象海象の不注意などの人的不注意によるものが大半を占めています。

漁船の事故を減少させるためには、漁業者個人の事故防止に対する安全意識の向上を図ることが重

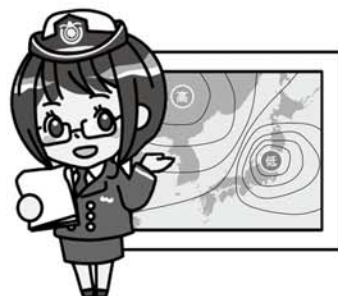
要なことと考えて漁船セーフティーラリーが始まりました。

昨年の達成状況は、下表のとおりです。

今年も海難事故ゼロを目指し、3カ月間仲間同士の「声かけ」を主体とした無事故ラリーに挑戦しましょう。



	平成29年	平成30年
さかた総合市場		年間無事故達成
飛島支所	年間無事故達成	年間無事故達成
吹浦支所	期間無事故達成	年間無事故達成
由良総括支所	年間無事故達成	年間無事故達成
豊浦支所	3年間無事故達成	
加茂出張所		
念珠関総括支所	年間無事故達成	期間無事故達成
温海出張所	期間無事故達成	年間無事故達成



9月は船員労働安全衛生月間です

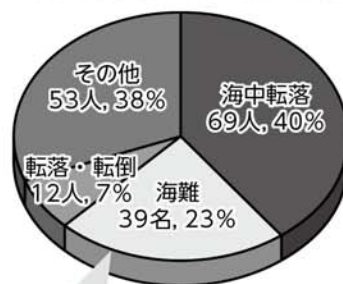
船員労働安全衛生月間は、船舶所有者及び船員の自主的な安全衛生活動の促進により、船内における安全で快適な作業環境と居住環境を実現し、船員の労働災害を防止するため、国土交通省、水産庁が主唱し、船員災害防止協会の協賛のもと、毎年、全国的に実施しているもので、今年で63回目となります。

元気に乗船 無事故で下船 笑顔で帰宅のゼロ災害

今年度の重点事項

- ①労働時間、労働負荷の軽減
- ②作業を中心とした死傷市街防止対策
- ③海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ④漁船における死傷災害防止対策
- ⑤年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策
- ⑥生活習慣病等の疾病防止対策
- ⑦パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保

皆さんの船舶でも、船内の安全衛生設備の点検を行うとともに、乗組員全員で作業環境の改善等について話し合うなど災害、疾病の撲滅に積極的に取り組みましょう。



死亡災害発生状況
(H25-29年度)

- 海中転落
- 海難
- 転落・転倒
- その他

5年間での死亡者総数173名。海難、海中転落によるものが約6割を占め、中でも漁船の割合が多く、海中転落によるが36名、52%、海難によるものが18名、46%にも及びます。「救命具の着用」、「指差点呼」等、安全対策を怠らないように心掛けましょう。

災害疾病発生状況報告より

東北運輸局山形運輸支局 (TEL 0234-22-0084)

慣れた作業に予期せぬ危険 無理せず無視せず油断せず

水 揚 情 報

令和元年 8月31日現在

(単位：千円)

支所別 区 分		水揚合計	水 揚 地 内 訳							
			吹 浦	飛 島	酒 田	加 茂	由 良	豊 浦	温 海	念珠関
7 月末迄水揚累計		570,297	34,581	24,114	152,067	55,808	84,591	55,751	17,823	145,562
月 間 水 揚	県内船水揚	135,580	9,755	6,949	50,973	13,192	14,448	12,342	3,233	24,688
	県外船水揚	112,284	0	0	111,802	0	0	0	0	482
	合 計	247,864	9,755	6,949	162,775	13,192	14,448	12,342	3,233	25,170
前 年 同 月 水 揚		172,766	7,620	8,091	102,648	14,389	12,547	9,414	4,428	13,629
本 年 度 水 揚	県内船水揚	674,524	44,336	31,063	189,778	69,000	98,666	68,093	21,056	152,532
	県外船水揚	143,637	0	0	125,064	0	373	0	0	18,200
	合 計	818,161	44,336	31,063	314,842	69,000	99,039	68,093	21,056	170,732
前年度水揚累計		962,472	37,611	42,906	436,982	79,373	101,260	67,980	20,162	176,198
増 減		-144,311	6,725	-11,843	-122,140	-10,373	-2,221	113	894	-5,466
本年度水揚計画		2,720,000	95,500	79,000	1,428,000	128,000	278,000	166,000	41,500	504,000
達 成 率		30.0%	46.4%	39.3%	22.0%	53.9%	35.6%	41.0%	50.7%	33.8%

今あがっている魚

－ 8月のベストテン －

前年対比 増 ↗ 減 ↘ 変らず →

水 揚 金 額 (千円)				漁 獲 量 (kg)			
1	するめいか	141,985	↗	1	するめいか	195,361	↗
2	かき貝	19,795	↗	2	べにずわい	54,840	↘
3	た い	16,798	↘	3	かき貝	24,358	↗
4	さ ざ え	8,236	↘	4	た い	22,914	↘
5	べにずわい	7,678	↘	5	さ ざ え	14,594	↗
6	あ ま だ い	5,243	↗	6	その他のばい貝	7,776	↗
7	つ ば い	4,503	↗	7	つ ば い	4,311	↗
8	その他のばい貝	3,380	↗	8	あ ま だ い	4,152	↗
9	あ わ び	1,816	↘	9	ぶり・いなだ	3,043	↗
10	め ば る 類	1,556	↗	10	さ わ ら	1,979	↗



月間MVP



月間MVP

● 朝晩、だいぶ涼しくなってきましたが、日中はまだまだ暑い日が続いています。令和を迎えてから早4か月、1年の4分の3が終わろうとしています。今年はつくづく災害の多い年だと感じます。6月の山形県沖地震、8月の九州北部豪雨、9月初頭には台風15号による大雨災害等、日本各地で大きな被害を受けました。山形県沖地震で被災した小岩川地区は今も多くの家屋が未だにブルーシートで覆われ、被害の大きさを物語っています。

● 9月1日、底曳き網漁が解禁されました。残念ながら、初日の漁模様や魚価はあまり芳しくありませんでしたが、今後の大漁を祈願します。

● 先日、山形県と県漁協は、庄内沖で水揚げされる大きくて身がぎつしり詰まったカニを「庄内北前ガニ」と名付け、全国的にPRするため、観光誘客の目玉にすることを発表しました。この、「庄内北前ガニ」の名前ですが、江戸時代から明治にかけて繁栄した「北前船」に由来します。西回り海運とも呼ばれていた「北前船」は河村瑞賢によって確立され、出羽から米や紅花などが大坂に運ばれ、「西の堺、東の酒田」と謳われるほど繁栄しました。また、「北前船」は単なる輸送手段だけではなく、文化の伝播という役割も果たし、北前船の寄港地には京の文化や言葉が強く根付いているほどです。「北前船」にあやかって、ぜひとも「庄内北前ガニ」が盛り上がっていくことを期待します。

● 本所、各支所の信用窓口等でお願ひしておりますとおり、今般、組合運営のコスト上昇に対応するため、手数料の見直し(改定)をさせていただいております。組合員の皆様、お取引先の皆様におかれましては、消費税増税による経費負担増の中、大変恐縮でございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。「すいさん山形」は皆様に愛される紙面づくり心がけております。今後ともご意見・情報等ご提供くださいますようお願い致します。

念珠関総括支所 鈴木 峰明

編集
後集
記

新ブランド 庄内北前ガニ デビュー!!

9月3日(火)、県庁にて本間代表理事組合長と底曳き網漁業者8名が吉村知事とともに庄内浜の新ブランドズワイガニ「庄内北前ガニ」を発表しました。発表の様子はマスコミ各社に取り上げられ、県内外へ広く発信されました。

庄内北前ガニの名称は、江戸時代に

北前船が食文化等を全国へ運んだことに因み、その美味しさを県内外に広く発信できるようにとの思いを込めています。この名称を称するズワイガニは、①重さ1キロ以上 ②甲羅の幅が13センチ以上 ③身がぎっしり詰まっているもの ④キズ等がなく脚が欠けていない ⑤活ガニで出荷さ

れるもの ⑥10月～1月に底曳網漁で漁獲されたもの、といった漁師が自信をもって出荷できるもののみです。今年にはJＲ東日本が企画する新潟・庄内エリアデステイネーションキャンペーンが10月から始まり、県内外から庄内に訪れる観光客の増加が期待できます。また、今回のデビューを機

に、庄内各地の飲食店でズワイガニが食べられるキャンペーンも実施されます。おぼこサワラやトラフグに次ぐ新たな庄内浜の盛り上げ役となるようPRしていきますので、みなさまどうぞよろしくお願いいたします。

庄内総合支庁水産振興課 技師 榎 宗市郎



左から佐藤栄一氏(由良)、佐藤勝則氏(念珠関)、飛塚裕実氏(念珠関)、本間代表理事組合長、吉村知事、佐藤誠氏(念珠関)、池田亀五郎氏(酒田)、志田正氏(由良)、田代善幸氏(酒田)、佐藤一規氏(由良)



名称パネルを掲げる吉村知事と本間代表理事組合長



庄内北前ガニには専用のタグを取付け